

三田市規則第 18 号

三田市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告に要する添付書類)

第 2 条 省令第 5 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、建築物耐震評価者（建築物の地震に対する安全性についての評価を行うために必要な技術的能力を有するものとして市長が認めたものをいう。以下同じ。）が要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断の結果を証する書類とする。

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告に要する添付書類)

第 3 条 前条の規定は、省令附則第 3 条において準用する省令第 5 条第 4 項に規定する規則で定める書類について準用する。この場合において、同条中「省令第 5 条第 4 項」とあるのは「省令附則第 3 条において準用する省令第 5 条第 4 項」と、「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と読み替えるものとする。

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請に要する添付書類)

第 4 条 省令第 28 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、建築物耐震評価者が申請に係る耐震改修の計画が法第 17 条第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。

2 省令第 28 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項に規定する構造計算書は、添えることを要しないものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請に要する添付書類)

第 5 条 省令第 33 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、同項第 2 号に規定する国土交通大臣が定める書類として定められた申請に係る建築物について交付を受けた検査済証に係る確認済証等（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項又は第 18 条第 3 項の規定による確認済証又はその他の法令の規定により当該確認済証の交付があったものとみなされる場合にお

けるその旨を証する書類をいう。以下同じ。)の写しとする。

- 2 省令第33条第2項第1号に規定する規則で定める書類は、建築物耐震評価者が申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。
- 3 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、同号に規定する国土交通大臣が定める書類として定められた申請に係る建築物について交付を受けた検査済証に係る確認済証等の写しとする。
- 4 省令第33条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める図書は、添えることを要しないものとする。
 - (1) 法第22条第1項の申請を行う場合において、省令第33条第1項第1号に掲げる図書を省令別記第12号様式による申請書の正本及び副本に添えるとき。
第1項の書類の写し
 - (2) 法第22条第1項の申請を行う場合において、省令第33条第2項第1号に掲げる方法によりこれを行うとき。 同号に規定する構造計算書
(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に要する添付書類)

第6条 省令第37条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、建築物耐震評価者が申請に係る区分所有建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類とする。

- 2 省令第37条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる構造計算書は、添えることを要しないものとする。

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。